

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月9日
【事業年度】	第96期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	住友金属鉱山株式会社
【英訳名】	Sumitomo Metal Mining Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野崎明
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋5丁目11番3号
【電話番号】	03(3436)7926
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 宮本邦彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋5丁目11番3号
【電話番号】	03(3436)7926
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 宮本邦彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 住友金属鉱山株式会社大阪支社 (大阪市中央区北浜4丁目5番33号(住友ビル内))

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2021年6月25日に提出いたしました第96期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありました。また、有価証券報告書に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」の記載事項の一部に原本と異なる箇所がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 4 関係会社の状況

##### 第3 設備の状況

##### 2 主要な設備の状況

##### (2) 国内連結子会社の状況

2021年6月25日付 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月25日付 独立監査人の監査報告書

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 4【関係会社の状況】

(訂正前)

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な 事業の 内容	議決権の 所有割合 又は 被所有割合 (%)	関係内容			
					役員の兼任等	当社 役員 (名)	当社 社員 (名)	貸付金 (百万円)
(省略)								
住鉱エナジーマテリアル㈱	東京都港区	百万円 150	材料	100	—	3	—	当社は同社にニッケル酸リチウムの製造を委託しております。
(省略)								

(訂正後)

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な 事業の 内容	議決権の 所有割合 又は 被所有割合 (%)	関係内容			
					役員の兼任等	当社 役員 (名)	当社 社員 (名)	貸付金 (百万円)
(省略)								
住鉱エナジーマテリアル㈱	福島県双葉郡楢葉町	百万円 150	材料	100	—	3	—	当社は同社にニッケル酸リチウムの製造を委託しております。
(省略)								

### 第3【設備の状況】

#### 2【主要な設備の状況】

##### (2) 国内連結子会社の状況

主要な国内連結子会社における設備の状況は次のとおりであります。

(訂正前)

2021年3月31日現在

会社名	主要な事業所 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				土地 <面積千m <sup>2</sup> >	建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	その他の 投下資本	合計	
(省略)									
住鉱エナジーマテリアル㈱	楢葉工場 (福島県 双葉郡 楢葉町)	材料	機能性材料 製造設備	— [24] <—>	1,254	1,289	158	2,701	85 [—]

(注) (省略)

(訂正後)

2021年3月31日現在

会社名	主要な事業所 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				土地 <面積千m <sup>2</sup> >	建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	その他の 投下資本	合計	
(省略)									
住鉱エナジーマテリアル㈱	本社工場 (福島県 双葉郡 楢葉町)	材料	電池材料製 造設備	— [24] <—>	1,254	1,289	158	2,701	85 [—]

(注) (省略)

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(訂正前)

(前略)

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

### Sierra Gorda S.C.M.への貸付金に対する貸倒引当金の見積りの合理性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>(連結財務諸表注記) 15. その他の金融資産に記載のとおり、住友金属鉱山株式会社の当連結会計年度の連結財政状態計算書において、貸付金138,433百万円が計上されている。当該貸付金には、チリ共和国において銅鉱山開発・採掘を行う関連会社であるSierra Gorda S.C.M.に対する貸付金59,123百万円が含まれており、連結総資産の3.1%に相当する重要な割合を占めている。なお、(連結財務諸表注記) 14. 持分法で会計処理されている投資に記載のとおり、当連結会計年度末時点において、Sierra Gorda S.C.M.は176,829百万円の債務超過の状況にある。</p> <p>(連結財務諸表注記) 33. 金融商品に記載のとおり、Sierra Gorda S.C.M.への貸付金の帳簿価額113,999百万円から貸倒引当金54,876百万円が直接控除されている。貸倒引当金は、契約に従って債務者から企業に支払われるべき<u>すべての契約上のキャッシュ・フロー</u>と、企業が受け取ると見込んでいる<u>すべてのキャッシュ・フロー</u>との差額の現在価値に基づいて算定されている。</p> <p>住友金属鉱山株式会社グループが<u>受け取ると見込んでいるキャッシュ・フロー</u>は、債務者であるSierra Gorda S.C.M.の事業計画等を基礎として見積られているが、当該事業計画には銅価格の将来予測等の高い不確実性が内在する仮定が含まれている。このため、当該銅価格の将来予測についての経営者による判断が貸倒引当金の見積りに重要な影響を及ぼしている。</p> <p>以上から、当監査法人は、Sierra Gorda S.C.M.への貸付金に対する貸倒引当金の見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、Sierra Gorda S.C.M.への貸付金に対する貸倒引当金の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>貸付金の評価に関する住友金属鉱山株式会社における内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、<u>特に</u>融資先の事業計画に含まれる主要な仮定である<u>将来の銅価格の推移</u>について不合理な仮定が採用されることを防止又は発見するための統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 貸付金から受け取ることが見込まれるキャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <p>当監査法人は、Sierra Gorda S.C.M.の事業計画に含まれる主要な仮定に關し検討するために、Sierra Gorda S.C.M.の監査人及び同社に対して融資を行う連結子会社であるSMM Holland B.V.の監査人に対して監査の実施を指示した。両監査人に対する指示の内容には、見積りの合理性を評価するために当監査法人が必要と判断した監査手続を実施することが含まれる。その上で、両監査人から以下を含む監査手続の実施結果についての報告を受け、十分かつ適切な監査証拠が入手されているかについて評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●銅価格の将来予想に関する算定根拠資料の閲覧及び、その算定根拠の基礎となった複数の外部機関による価格予想との照合</li><li>●当該銅価格の将来予測とSierra Gorda S.C.M.の監査人が属するネットワークファームの評価の専門家を利用して独自に入手した非鉄金属関連の市場データとの比較検討</li></ul>
	(後略)

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Sierra Gorda S.C.M.への貸付金に対する貸倒引当金の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>(連結財務諸表注記) 15. その他の金融資産に記載のとおり、住友金属鉱山株式会社の当連結会計年度の連結財政状態計算書において、貸付金138,433百万円が計上されている。当該貸付金には、チリ共和国において銅鉱山開発・採掘を行う関連会社であるSierra Gorda S.C.M.に対する貸付金59,123百万円が含まれており、連結総資産の3.1%に相当する重要な割合を占めている。なお、(連結財務諸表注記) 14. 持分法で会計処理されている投資に記載のとおり、当連結会計年度末時点において、Sierra Gorda S.C.M.は176,829百万円の債務超過の状況にある。</p> <p>(連結財務諸表注記) 33. 金融商品に記載のとおり、Sierra Gorda S.C.M.への貸付金の帳簿価額113,999百万円から貸倒引当金54,876百万円が直接控除されている。貸倒引当金は、契約に従って債務者から企業に支払われるべき<u>全て</u>の契約上のキャッシュ・フローと、<u>当該</u>企業が受け取ると見込んでいる<u>全て</u>のキャッシュ・フローとの差額の現在価値に基づいて算定されている。</p> <p>住友金属鉱山株式会社グループが<u>受取り</u>を見込んでいるキャッシュ・フローは、債務者であるSierra Gorda S.C.M.の事業計画等を基礎として見積もられているが、当該事業計画には銅価格の将来予測等の高い不確実性が内在する仮定が含まれている。このため、当該銅価格の将来予測についての経営者による判断が貸倒引当金の見積りに重要な影響を及ぼしている。</p> <p>以上から、当監査法人は、Sierra Gorda S.C.M.への貸付金に対する貸倒引当金の見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、Sierra Gorda S.C.M.への貸付金に対する貸倒引当金の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 貸付金の評価に関連する住友金属鉱山株式会社における内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、融資先の事業計画に含まれる主要な仮定である銅価格の将来予測について不合理な仮定が採用されることを防止又は発見するための統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) 貸付金から受け取ることが見込まれるキャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 当監査法人は、Sierra Gorda S.C.M.の事業計画に含まれる主要な仮定に關し検討するために、Sierra Gorda S.C.M.の監査人及び同社に対して融資を行う連結子会社であるSMM Holland B.V.の監査人に対して監査の実施を指示した。両監査人に対する指示の内容には、見積りの合理性を評価するために当監査法人が必要と判断した監査手続を実施することが含まれる。その上で、両監査人から以下を含む監査手続の実施結果についての報告を受け、十分かつ適切な監査証拠が入手されているかについて評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●銅価格の将来予測に関する算定根拠資料の閲覧及び、その算定根拠の基礎となった複数の外部機関による価格予想との照合</li> <li>●当該銅価格の将来予測に関するSierra Gorda S.C.M.の監査人が属するネットワークファームの評価の専門家を利用して独自に入手した非鉄金属関連の市場データとの比較検討</li> </ul>

# 独立監査人の監査報告書

(訂正前)

(前略)

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

SMMQB Holding SpA株式の減損処理の要否に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（有価証券関係）に記載のとおり、住友金属鉱山株式会社の当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式330,812百万円には、非上場の子会社であるSMMQB Holding SpAに対する投資120,076百万円が含まれており、総資産の9.2%を占めている。</p> <p>注記事項（重要な会計方針）1. (1) 有価証券に記載のとおり、子会社株式及び関連会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理が必要となる。</p> <p>SMMQB Holding SpAは、子会社であるSMM Quebrada Blanca SpAを通じて、チリ共和国においてケブラダ・ブランカ鉱山への出資を行う関連会社であるQuebrada Blanca Holdings SpAへの投資を行っている。ケブラダ・ブランカ鉱山の開発計画の成否によっては、同鉱山の固定資産等に減損が発生し、投資元であるSMMQB Holding SpAの財政状態が悪化することにより、株式の実質価額が著しく低下する可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、SMMQB Holding SpA株式の減損処理の要否に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、SMMQB Holding SpA株式の減損処理の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● SMMQB Holding SpA社の財務情報を入手し、その信頼性を評価した。なお、当該財務情報の信頼性の評価にあたっては、特に同社の重要な投資先であるケブラダ・ブランカ鉱山の固定資産等について減損損失を認識すべきかどうかを判断するため、連結財務諸表監査の過程で同社の監査人が入手した監査証拠の十分性及び適合性を評価した。</li><li>● SMMQB Holding SpA株式の取得価額と実質価額を比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討した。</li></ul>

(後略)

(訂正後)

(前略)

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

SMMQB Holding SpA株式の減損処理の要否に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（有価証券関係）に記載のとおり、住友金属鉱山株式会社の当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式330,812百万円には、非上場の子会社であるSMMQB Holding SpAに対する投資120,076百万円が含まれており、総資産の9.2%を占めている。</p> <p>注記事項（重要な会計方針）1. (1) 有価証券に記載のとおり、子会社株式及び関連会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理が必要となる。</p> <p>SMMQB Holding SpAは、子会社であるSMM Quebrada Blanca SpAを通じて、チリ共和国においてケブラダ・ブランカ鉱山への出資を行う関連会社であるQuebrada Blanca Holdings SpAへの投資を行っている。<u>このため</u>、ケブラダ・ブランカ鉱山の開発計画の成否によっては、同鉱山の固定資産等に減損が発生し、投資元であるSMMQB Holding SpAの財政状態が悪化することにより、<u>同社</u>株式の実質価額が著しく低下する可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、SMMQB Holding SpA株式の減損処理の要否に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、SMMQB Holding SpA株式の減損処理の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●SMMQB Holding SpAの財務情報を入手し、その信頼性を評価した。なお、当該財務情報の信頼性の評価に<u>当たっては</u>、特に同社の重要な投資先であるケブラダ・ブランカ鉱山の固定資産等について減損損失を認識すべきかどうかを判断するため、連結財務諸表監査の過程で同社の監査人が入手した監査証拠の十分性及び適合性を評価した。</li><li>●SMMQB Holding SpA株式の取得原価と実質価額を比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討した。</li></ul>

(後略)

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月25日

住友金属鉱山株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 袖 川 兼 輔 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 高 広 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加 瀬 幸 広 印  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友金属鉱山株式会社の2020年4月1日から2021年3月31までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、住友金属鉱山株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもつて終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Sierra Gorda S.C.M.への貸付金に対する貸倒引当金の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>(連結財務諸表注記) 15. その他の金融資産に記載のとおり、住友金属鉱山株式会社の当連結会計年度の連結財政状態計算書において、貸付金138,433百万円が計上されている。当該貸付金には、チリ共和国において銅鉱山開発・採掘を行う関連会社であるSierra Gorda S.C.M.に対する貸付金59,123百万円が含まれており、連結総資産の3.1%に相当する重要な割合を占めている。なお、(連結財務諸表注記) 14. 持分法で会計処理されている投資に記載のとおり、当連結会計年度末時点において、Sierra Gorda S.C.M.は176,829百万円の債務超過の状況にある。</p> <p>(連結財務諸表注記) 33. 金融商品に記載のとおり、Sierra Gorda S.C.M.への貸付金の帳簿価額113,999百万円から貸倒引当金54,876百万円が直接控除されている。貸倒引当金は、契約に従って債務者から企業に支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、当該企業が受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値に基づいて算定されている。</p> <p>住友金属鉱山株式会社グループが受取りを見込んでいるキャッシュ・フローは、債務者であるSierra Gorda S.C.M.の事業計画等を基礎として見積もられているが、当該事業計画には銅価格の将来予測等の高い不確実性が内在する仮定が含まれている。このため、当該銅価格の将来予測についての経営者による判断が貸倒引当金の見積りに重要な影響を及ぼしている。</p> <p>以上から、当監査法人は、Sierra Gorda S.C.M.への貸付金に対する貸倒引当金の見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、Sierra Gorda S.C.M.への貸付金に対する貸倒引当金の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>貸付金の評価に関連する住友金属鉱山株式会社における内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、融資先の事業計画に含まれる主要な仮定である銅価格の将来予測について不合理な仮定が採用されることを防止又は発見するための統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) 貸付金から受け取ることが見込まれるキャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <p>当監査法人は、Sierra Gorda S.C.M.の事業計画に含まれる主要な仮定に關し検討するために、Sierra Gorda S.C.M.の監査人及び同社に対して融資を行う連結子会社であるSMM Holland B.V.の監査人に対して監査の実施を指示した。両監査人に対する指示の内容には、見積りの合理性を評価するために当監査法人が必要と判断した監査手続を実施することが含まれる。その上で、両監査人から以下を含む監査手続の実施結果についての報告を受け、十分かつ適切な監査証拠が入手されているかについて評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●銅価格の将来予測に関する算定根拠資料の閲覧及び、その算定根拠の基礎となつた複数の外部機関による価格予想との照合</li> <li>●当該銅価格の将来予測に関するSierra Gorda S.C.M.の監査人が属するネットワークファームの評価の専門家を利用して独自に入手した非鉄金属関連の市場データとの比較検討</li> </ul>

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、住友金属鉱山株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、住友金属鉱山株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。
- 内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

住友金属鉱山株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 袖 川 兼 輔 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 高 広 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加 瀬 幸 広 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住友金属鉱山株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友金属鉱山株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

## SMMQB Holding SpA株式の減損処理の要否に関する判断

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（有価証券関係）に記載のとおり、住友金属鉱山株式会社の当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式330,812百万円には、非上場の子会社であるSMMQB Holding SpAに対する投資120,076百万円が含まれており、総資産の9.2%を占めている。</p> <p>注記事項（重要な会計方針）1. (1) 有価証券に記載のとおり、子会社株式及び関連会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理が必要となる。</p> <p>SMMQB Holding SpAは、子会社であるSMM Quebrada Blanca SpAを通じて、チリ共和国においてケブラダ・ブランカ鉱山への出資を行う関連会社であるQuebrada Blanca Holdings SpAへの投資を行っている。このため、ケブラダ・ブランカ鉱山の開発計画の成否によっては、同鉱山の固定資産等に減損が発生し、投資元であるSMMQB Holding SpAの財政状態が悪化することにより、同社株式の実質価額が著しく低下する可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、SMMQB Holding SpA株式の減損処理の要否に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、SMMQB Holding SpA株式の減損処理の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●SMMQB Holding SpAの財務情報を入手し、その信頼性を評価した。なお、当該財務情報の信頼性の評価に当たっては、特に同社の重要な投資先であるケブラダ・ブランカ鉱山の固定資産等について減損損失を認識すべきかどうかを判断するため、連結財務諸表監査の過程で同社の監査人が入手した監査証拠の十分性及び適合性を評価した。</li> <li>●SMMQB Holding SpA株式の取得原価と実質価額を比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討した。</li> </ul>

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月9日
【会社名】	住友金属鉱山株式会社
【英訳名】	Sumitomo Metal Mining Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野崎 明
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋5丁目11番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 住友金属鉱山株式会社大阪支社 (大阪市中央区北浜4丁目5番33号(住友ビル内))

## 1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長野崎明は、当社の第96期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。